

田子町長 殿

申請者 所在地 田子町大字
名称
代表者名 ⑩
連絡先電話番号

田子町定住化雇用促進事業認定申請書

平成31年度田子町定住化雇用促進事業奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 申請対象正規雇用者（該当事項については、○で囲む、□に✓を入れる）

- (1) 氏名(ふりがな) _____ (_____) 性別 男 女
(2) 生年月日 昭和/平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生まれ
(3) 住民登録住所 田子町大字 _____
(4) 正規雇用日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
(5) 職種・業務内容 _____
(6) 正規雇用者の種別 新規卒業者 移住者 事業後継者
(7) 田子町の居住地から通勤できない箇所に異動しない正規雇用者 □

2 事業者（該当事項については、□に✓を入れる）

- (1) 業務内容 _____
(2) 申請日における正規雇用者人数(認定申請対象雇用者を含む) _____ 人
(3) 労働者災害補償保険・雇用保険適用事業所 □
(4) 社会保険適用事業所かつ育児介護休業制度適用事業所 □
(5) 認定申請対象者雇入日以前1年間に事業主の都合で労働者を解雇したことがない □

2 添付書類

- (1) 雇用契約書、雇用通知書、雇入通知書等労働条件が明示されている書類(写し)
(2) 申請対象雇用者の履歴書(写し)
(3) 申請者(事業者)の田子町長が発行する完納証明書(様式第2号)
(4) 対象雇用者の労働保険及び社会保険適用状況判断のために必要な書類

完納証明書

年 月 日現在、下記の納税義務者は、平成31年度までの町税について、
現に滞納はありません。

納税義務者	住所	田子町大字
	氏名	

- ※ 対象税目
- ① 町県民税
 - ② 固定資産税
 - ③ 軽自動車税

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

田子町長



付記

この完納証明書は、住所氏名を記入し役場税務課に「税証明等交付申請書」とともに交付申請して取得してください。

年 月 日

田子町定住化雇用促進事業報告書

年 月 日付け田収発第 号で認定通知のあった田子町定住化雇用促進事業について、下記のとおり報告します。

記

1 事業者

(該当事項については、□に✓を入れる)

- (1) 事業者名 _____
- (1) 業務内容 _____
- (2) 報告日における正規雇用者人数(認定対象雇用者を含む) _____人
- (3) 労働者災害補償保険・雇用保険適用事業所
- (4) 社会保険適用事業所かつ育児介護休業制度適用事業所
- (5) 認定申請以後、事業主の都合で労働者を解雇したことがない

2 定住化雇用促進事業による対象の正規雇用者(該当事項については、○で囲む)

- (1) 氏名(ふりがな) _____ (_____) 性別 男 女
- (2) 生年月日 昭和/平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生まれ
- (3) 住民登録住所 田子町大字 _____
- (4) 正規雇用日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- (5) 正規雇用者の種別 新規卒業者 移住者 事業後継者

3 添付書類

- (1) 対象雇用者の労働保険及び社会保険適用状況確認のために必要な書類
- (2) 賃金台帳等賃金を支払った期間及び金額、賃金より天引きした社会保険料等の明細及び金額が判別できる書類の写し
- (3) 対象正規雇用者に係る源泉徴収票の写し

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

田子町長 殿

請求者 所在地 田子町大字
名 称
代表者名
連絡先電話番号

印

田子町定住化雇用促進事業奨励金交付請求書

年 月 日付け田収発第 号で認定通知のあった田子町定住化雇用促進事業について、奨励金の交付を受けたいので、田子町定住化雇用促進事業奨励金交付要綱第9条の規定に基づき、下記の必要な書類を添えて請求します。

記

1 奨励金交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 定住化雇用促進事業報告書(様式第5号)
- (2) 申請者(事業者)の田子町長が発行する完納証明書(様式第2号)

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

田子町長 殿

申請者 所在地 田子町大字
名 称
代表者名 ⑩
連絡先電話番号

田子町定住化雇用促進事業内容変更申請書

年 月 日付け田収発第 号で認定通知のあった田子町定住化雇用促進事業について、次のとおり申請内容を変更したいので、田子町定住化雇用促進事業奨励金交付要綱第10条の規定に基づき、下記の必要な書類を添えて請求します。

記

1 変更の内容